

## 総合データベースの利用に関する細則

第1条 一般財団法人安全保障貿易情報センター（以下「センター」という。）が提供する、総合データベースの利用に関する細則（以下「細則」という。）を以下のとおり定める。

2 本細則の改正は、安全保障輸出管理委員会関係分科会の審議を経て行うものとする。

（総合データベースにおいて提供される情報及びサービス）

第2条 総合データベース利用約款（以下「約款」という。）第3条で規定される情報及びサービスは、次のとおりとする。

（一）第1種情報（インターネット・オンライン）

イ 賛助会員コーナー

ロ CHASERコーナー

（一覧情報、CHASER個別情報、CHASER検索サービス）

ハ 国内法令コーナー

ニ 該非判定コーナー

ホ ガイダンスコーナー

その他

（二）第2種情報（FAX・オフライン）

CHASER個別情報

（利用者の登録・変更・解約）

第3条 約款第5条に規定する申請者は、（様式1）「総合データベース利用登録申請書」（以下「登録申請書」という。）に必要事項を記入の上、その原本及び会社案内1通をセンターに提出する。なお、代表者の記名捺印は、委任状の提出をもって、かえることができる。

2 センターは利用者に、「総合データベース利用登録番号連絡票」（様式2）を交付する。交付日より発効し、利用者による解約またはセンターによる利用者の登録の取り消しが無い限り有効とする。

3 利用者は、登録申請書に記載された内容に変更があった場合は、速やかに「総合データベース利用登録の申請内容に係る変更届」（様式3）をセンターに提出する。

- 4 前条（一）号ニの該非判定コーナーの利用者が同コーナーを解約した場合、センターから提供を受けた電子フォーマットすべてを、速やかに削除・廃棄するものとする。ただし、電子フォーマットに判定結果を記入した起票データ及びそれをイメージスキャナにより電子化したものは、その限りでない。
- 5 利用者の登録の解約は、「総合データベース解約申請書」（様式4）をセンターに提出して行うものとする。ただし、第2種情報利用者が、第2条（一）号ロのCHASERコーナーの利用登録申請を行うときは、同申請をもって解約申請書の提出をしたものとする。
- 6 登録の解約は、センターが「総合データベース解約申請書」（様式4）を受領した翌月1日から発効する。
- 7 利用者は正当な事由がない限り、利用者の登録発効後1年間は解約することはできないものとする。

（CHASERコーナーの情報及びサービスの利用等）

第4条 第2条（一）号ロのCHASERコーナーの利用者は、一覧情報（DPL等顧客情報、CISTEC顧客情報）、CHASER個別情報、CHASER検索サービスを利用することができる。

- 2 センターは、第2条（一）号ロのCHASERコーナーの利用者に対し、CHASERコーナー（CHASER個別情報を除く。）専用のID及びPW並びにCHASER個別情報のみ閲覧することができるID及びPWを付与する。

（利用料金及び支払い方法）

第5条約款第8条の総合データベースに定める第1種情報の利用料金（消費税込）は、次のとおりとする。

（一）賛助会員コーナー

賛助会員は無償とする。

（二）CHASERコーナー

（一覧情報、CHASER個別情報、CHASER検索サービス）

イ 賛助会員 9, 720円/月

ロ 非賛助会員 19, 440円/月

（三）国内法令コーナー

イ 賛助会員 4, 320円/月

ロ 非賛助会員 8, 640円/月

(四) 該非判定コーナー

イ 賛助会員	4, 320円/月
ロ 非賛助会員	8, 640円/月

(五) ガイダンスコーナー

イ 賛助会員	8, 640円/月
ロ 非賛助会員	17, 280円/月

2 約款第8条に定める第2種情報の利用料金は、次のとおりとする。

(一) センターの代行検索手数料

イ 賛助会員	3, 240円/1件
ロ 非賛助会員	5, 400円/1件

(二) CHASER個別情報の事務処理費用等

イ 賛助会員	無料
ロ 非賛助会員	1, 620円/1件

3 消費税及びインターネット接続に係る費用は利用者の負担とする。

4 利用料金の支払いは、センターが指定する口座への振り込み（送金手数料は利用者負担、請求書到着月の翌月25日まで）とする。

#### 附則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。なお、本細則の施行に伴い、平成10年10月1日施行の「総合データベースの利用に関する細則」は、平成15年3月31日をもって廃止する。

この改正の細則は平成15年7月1日から施行する。

この改正の細則は平成16年1月30日から施行する。

この改正の細則は平成16年4月1日から施行する。

この改正の細則は平成17年4月1日から施行する。

この改正の細則は平成17年5月1日から施行する。

この改正の細則は平成17年10月1日から施行する。

この改正の細則は平成18年5月1日から施行する。

この改正の細則は平成19年4月1日から施行する。

この改正の細則は平成21年10月1日から施行する。

この改正の細則は平成22年4月1日から施行する。

この改正の細則は平成23年10月1日から施行する。

この改正の細則は平成24年6月1日から施行する。

この改正の細則は平成25年7月1日から施行する。

この改正の細則は平成26年4月1日から施行する。